

# 福岡市一時預かり事業補助金交付要綱

## 第一章 総則

### (通則)

第1条 福岡市一時預かり事業補助金の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「市規則」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、認可外保育施設等において児童を一時的に預かる事業に対して交付することにより、安心して子育てができる環境を整備することを目的とする。

### (補助対象事業)

第3条 補助金を交付する事業（以下「補助対象事業」という。）は、福岡市一時預かり事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき実施する事業とする。

## 第二章 一般型事業に対する補助

### (補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次の各号に定めるものとする。

- (1) 人件費：保育士その他の職員の人件費
- (2) 管理費：施設の管理に必要な経費及び施設設備に要する経費等
- (3) 前号に定めるもののほか、市長が必要と認める経費

### (補助対象事業者)

第5条 福岡市一時預かり事業補助金（一般型）の交付の対象となる者（以下「一般型補助対象事業者」という。）は次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 実施要綱第18条により福岡市一時預かり事業（一般型）に関する届出を行っていること。
- (2) 本市の市税を滞納していないこと。

### (補助金額)

第6条 補助金額は、予算の範囲内において、次の各号により算出された額の合計額とする。

- (1) 別表1又は別表2の運営費補助基本分及び別表4—1、別表5から別表6までの加算額の合計を補助基準額とし、補助基準額と補助対象経費の実支出額から利用料収入等及び実施要綱第10条第3項の規定による減免額を控除した額を比較して少ない方の額。

(2) 別表3に定める基準額と、補助対象となる事務経費の実支出額から事務経費にかかるその他の収入を控除した額を比較して少ない方の額。

(減免分加算)

第7条 市長は実施要綱第10条第3項に規定する利用料の減免があった場合、一般型補助対象事業者に対し、当該減免分を第6条に規定する補助金額に加算する。

(障がい児受入加算)

第8条 市長は、児童の処遇向上を図るため、次の各号に規定する児童の利用があった場合に、実施要綱第12条に定める配置基準以上に保育従事者を配置した場合は一般型補助対象事業者に対し、別表4-1に定める加算を適用する。

- (1) 身体障がい者手帳または療育手帳を所持する児童
- (2) 障がい福祉サービス受給者証または障がい児通所受給者証を所持する児童
- (3) 上記のほか医師による診断書や障がいに関する専門的知見を有する者による意見書提出により障がいを有することが把握できる児童

(多胎児受入加算)

第9条 市長は、児童の処遇向上を図るため、多胎児童の利用があった場合は、実施要綱第11条から第14条に定める各実施基準を遵守した上で、定員を超えて受け入れ、かつ、実施要綱第12条に定める配置基準以上に保育従事者を配置した場合に一般型補助対象事業者に対し、別表4-1に定める加算を適用する。

(運営費の事務経費加算)

第10条 市長は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設、同法第29条第3項第1号に規定する特定地域型保育事業所若しくは特定乳児等通園支援事業所（同法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援事業を行う事業所）又は特定教育・保育施設に該当しない幼稚園及び企業主導型保育事業と一体的に事業を実施している施設を除く事業所において、事務経費への対応として事務職員の配置等や賃貸物件における賃借料等に係る経費を必要とする一般型補助対象事業者に対し、開設日数及び定員数に応じて別表3の金額を限度として別表3に定める加算を適用する。

なお、事業の実施期間が1年に満たない場合は、別表3に定める加算を12で除して得た数に事業実施月数を乗じて得た金額とする。

(0～2歳児受入加算)

第11条 市長は0～2歳児の利用があった場合に、延べ利用児童数に応じ一般型補助対象事業者に対し、別表5の金額を適用する。

(休日実施加算)

第12条 市長は、休日に事業を実施する一般型補助対象事業者に対し、休日開設日数等に応じ別表6の金額を適用する。なお、本条に定める休日とは、日曜日及び国民の祝日に関する

る法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、12 月 29 から翌年 12 月 31 日まで並びに 1 月 2 日から 1 月 3 日までをいう。

#### （補助金の交付申請）

第 13 条 一般型補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、市長に対しその定める期日までに、福岡市一時預かり事業（一般型）補助金交付申請書（様式第 1 号－1）に関係書類を添付して提出し、申請しなければならない。

#### （交付決定）

第 14 条 市長は、補助金の交付申請があったときは、市規則第 5 条の規定に基づき交付の決定を行い、一般型補助対象事業者に対し福岡市一時預かり事業（一般型）補助金交付決定通知書（様式第 2 号－1）により通知するものとする。

#### （補助金の交付時期）

第 15 条 一般型補助対象事業者に交付する補助金は、確定した額を補助対象事業の終了後に交付するものとする。ただし、補助対象事業の性質上、その補助対象事業の終了前に交付することが適当と認めるときには、市規則第 17 条第 1 項ただし書の規定を適用し、事前に交付するものとし、その場合は、分割して概算払いにより交付することができる。

事前に補助金の交付を受けた後、確定した補助金額がその額に満たない場合、期限を定めてその満たない額を返還させるものとする。

#### （実績報告）

第 16 条 交付決定を受けた一般型補助対象事業者は、補助対象事業が完了したとき又は補助対象事業の廃止の承認を受けたときは、市長に対しその定める期日までに、福岡市一時預かり事業（一般型）実績報告書（様式第 3 号－1）に関係書類を添付して提出し、報告しなければならない。

#### （補助金額の確定）

第 17 条 市長は、補助対象事業の完了の報告を受けた場合は、補助金の交付の決定の内容を確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、福岡市一時預かり事業（一般型）補助金確定通知書（様式第 4 号－1）により一般型補助対象事業者に通知するものとする。

#### （補助金の返還）

第 18 条 市長は、補助金の交付を受けた一般型補助対象事業者が、必要な手続きや書類の提出を行わない場合、若しくは本市の指導に従わない場合には、交付済みの補助金の全部又は一部について、返還を命じることができるとともに、当該年度中に交付が見込まれる補助金の交付を差し止めることができる。

#### （消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 19 条 一般型補助対象事業者は、補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに、福岡市一時預かり事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第 5 号様式）に必要な書類を添付し、市長へ提出しなければならない。

なお、一般型補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこととする。また、市長に報告を行った後、当該仕入控除税額を市に納付することとする。

#### （関係書類の整備）

第 20 条 補助金の交付を受けた一般型補助対象事業者は、一般型補助対象事業に係る収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助対象事業完了後 5 年間保管しておかなければならない。

2 市長は、補助金の交付目的の達成状況を調査する必要があると認める時は、補助金の交付を受けた一般型補助対象事業者に対して必要な報告をさせ、又は事業に係る帳簿書類その他を検査させ、若しくは、関係者に質問させることができる。

#### （暴力団の排除）

第 21 条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。以下「暴排条例」という。）第 6 条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、一般型補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- （1） 暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員
- （2） 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
- （3） 暴排条例第 6 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、一般型補助対象事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、当該申請者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報提出を求めることができる。

### 第三章 余裕活用型事業に対する補助

#### （補助対象事業者）

第 22 条 一時預かり事業補助金（余裕活用型）の交付の対象となる者（以下「余裕活用型補助対象事業者」という。）は次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1） 実施要綱第 18 条により福岡市一時預かり事業（余裕活用型）に関する届出を行っていること。
- （2） 本市の市税を滞納していないこと。

(補助金額)

第23条 補助金額は、予算の範囲内において、別表7の補助基準額及び別表4-2の加算額の合計額と、補助対象経費の実支出額から利用料収入等及び実施要綱第25条第3項の規定による減免額を控除した額を比較して少ない方の額とする。

(減免分加算)

第24条 市長は実施要綱第25条第3項に規定する利用料の減免があった場合、余裕活用型補助対象事業者に対し、別表8の金額を限度として加算する。

(障がい児受入加算)

第25条 市長は、児童の処遇向上を図るため、次の各号に規定する児童の利用があった場合に、実施要綱第26条に定める実施基準の配置基準以上に保育従事者を配置した場合は余裕活用型補助対象事業者に対し、別表4-2に定める加算を適用する。

- (1) 身体障がい者手帳または療育手帳を所持する児童
- (2) 障がい福祉サービス受給者証または障がい児通所受給者証を所持する児童
- (3) 上記のほか医師による診断書や障がいに関する専門的知見を有する者による意見書提出により障がいを有することが把握できる児童

(多胎児受入加算)

第26条 市長は、児童の処遇向上を図るため、多胎児童の利用があった場合は、実施要綱第26条に定める実施基準を遵守した上で、定員を超えて受け入れ、かつ、実施要綱第26条に定める実施基準の配置基準以上に保育従事者を配置した場合に余裕活用型補助対象事業者に対し、別表4-2に定める加算を適用する。

(補助金の交付申請)

第27条 余裕活用型補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、利用状況を勘案したうえで、補助申請内容及び計画等を記入し、市長に対しその定める期日までに、福岡市一時預かり事業(余裕活用型)補助金交付申請書(様式第1号-2)に関係書類を添付して提出し、申請しなければならない。

(交付決定)

第28条 市長は、補助金の交付申請があったときは、市規則第5条の規定に基づき交付の決定を行い、余裕活用型補助対象事業者に対し福岡市一時預かり事業(余裕活用型)補助金交付決定通知書(様式第2号-2)により通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第29条 余裕活用型補助事業者に交付する補助金は、確定した額を補助対象事業の終了後に交付するものとする。ただし、補助対象事業の性質上、その補助対象事業の終了前に交付することが適当と認めるときには、市規則第17条第1項ただし書の規定を適用し、事前に概算払いにより交付することができる。ただし、当該年度の9月以降に補助対象事業を開始する場合は、年間の実績報告により確定後精算するものとする。

事前に補助金の交付を受けた後、確定した補助金額がその額に満たない場合、期限を定めてその満たない額を返還させるものとする。

(実績報告)

第30条 交付決定を受けた余裕活用型補助対象事業者は、補助対象事業が完了したとき又は補助対象事業の廃止の承認を受けたときは、市長に対しその定める期日までに、福岡市一時預かり事業（余裕活用型）実績報告書（様式第3号-2）に関係書類を添付して提出し、報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第31条 市長は、補助対象事業の完了の報告を受けた場合は、補助金の交付の決定の内容を確認し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、福岡市一時預かり事業（余裕活用型）補助金確定通知書（様式第4号-2）により余裕活用型補助対象事業者に通知するものとする。

(準用)

第32条 第4条及び第18条から第21条までの規定は、余裕活用型事業に対する補助について準用する。この場合において「一般型補助対象事業者」とあるのは「余裕活用型補助対象事業者」と読み替えることとする。

(細則)

第33条 この要綱に定めのあるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項はこども未来局長が定める。

附則

(施行期日)

本要綱は令和6年4月1日より施行する。

(福岡市一時保育事業補助金交付要綱及び福岡市一時預かり事業（一般型）補助金交付要綱の廃止)

本要綱の施行に伴い、福岡市一時保育事業補助金交付要綱及び福岡市一時預かり事業（一般型）補助金交付要綱は廃止する。

(経過措置)

本要綱施行の際、廃止前の福岡市一時保育事業補助金交付要綱及び福岡市一時預かり事業（一般型）補助金交付要綱の規定に基づいてなされる手続き等については、なお従前の例による。

2 本要綱施行の際、廃止前の福岡市一時保育事業補助金交付要綱及び福岡市一時預かり事業（一般型）補助金交付要綱の規定により作成された様式は、なお当分の間これを適宜修正の上使用することができる。

(期間)

この要綱は令和7年3月31日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するもの。

附則

（施行期日）

本要綱は令和6年7月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附則

（施行期日）

この要綱は令和7年4月1日より施行する。

（期間）

この要綱は、令和11年3月31日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するもの。

附則

（施行期日）

この要綱は令和8年2月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附則

（施行期日）

この要綱は令和8年5月1日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表1 一般型運営費補助基本分（保育従事者が全て保育士の場合）

年間延べ利用児童数	基準額
50人未満	1,539,000円
50人以上100人未満	2,063,000円
100人以上200人未満	2,555,000円
200人以上300人未満	3,079,000円
300人以上900人未満	3,492,000円
900人以上1,500人未満	3,740,000円
1,500人以上2,100人未満	5,402,000円
2,100人以上2,700人未満	7,064,000円
2,700人以上3,300人未満	8,726,000円
3,300人以上3,900人未満	10,388,000円
3,900人以上4,500人未満	12,050,000円
4,500人以上5,100人未満	13,712,000円
5,100人以上5,700人未満	15,374,000円

※5,700人以上は別途協議

別表2 一般型事業運営費補助基本分（別表1以外の場合）

年間延べ利用児童数	基準額
50人未満	1,539,000円
50人以上100人未満	2,063,000円
100人以上200人未満	2,555,000円
200人以上300人未満	3,079,000円
300人以上900人未満	3,366,000円
900人以上1,500人未満	3,605,000円
1,500人以上2,100人未満	5,207,000円
2,100人以上2,700人未満	6,809,000円
2,700人以上3,300人未満	8,411,000円
3,300人以上3,900人未満	10,013,000円
3,900人以上4,500人未満	11,615,000円
4,500人以上5,100人未満	13,217,000円
5,100人以上5,700人未満	14,819,000円

※5,700人以上は別途協議

別表3 一般型事業の事務経費加算（1施設あたり年額）

区分	金額
年間280日以上開所し、定員を10名以上と定める施設	3,044,000円
上記以外の施設	1,522,000円

※事務経費への対応に係る経費を対象とする。

別表4-1 一般型事業の障がい児・多胎児受入加算

単位	金額
児童1人あたり（日額）	4,200円

別表4-2 余裕活用型事業の障がい児・多胎児受入加算

単位	金額
児童1人あたり（日額）	4,200円

別表5 一般型事業の0～2歳児受入加算（児童一人につき1時間あたり）

区分	金額
0歳児	500円
1歳児	200円
2歳児	200円

※4月1日時点の満年齢

※1時間未満は算定に含めない

別表6 一般型事業の休日実施加算（1施設あたり年額）

区分	金額
下記の3つの要件をすべて満たす場合 ・年間60日以上休日に開所（ひと月あたり平均5日以上） ・定員10名以上 ・連続した8時間以上開所	1,000,000円
・年間48日以上休日に開所（ひと月あたり平均4日以上）し、かつ上記区分以外による場合	400,000円

※事業の実施期間が1年に満たない場合は、別表6の各区分のひと月あたりの平均日数を満たしていることを開所日数にかかる条件と読み替え、対象区分の金額を月12で除して得た数に事業実施月数を乗じて得た金額とする。

別表7 余裕活用型事業補助基準額

単位	金額
児童1人あたり（日額）	2,800円

別表8 余裕活用型事業減免加算分（児童1人あたり）

区分	4時間以内	4時間を超える
生活保護世帯	1,500円	3,000円
住民税非課税世帯	1,200円	2,400円